

適正な工期で受発注ができる環境づくりのために

提言 民間建築工事の『4週8休を含む不稼働日を考慮した工期設定』の実現にむけて

民間契約約款策定団体の皆様におかれましては、本提言の内容をご理解いただき、建設産業が「ものづくり」の原点が実感できる魅力ある産業にしていくために、ともに取組まれることを切に望みます。今回は、以下の事項について、ご意見いただきたいと思っております。

1 請負契約に休日条件を明示することについて、ご検討願います。

工事請負契約書 記載案

1. 工事場所 _____
2. 工期着手 _____年____月____日
稼働日 _____日
(不稼働日: 土・日・祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・夏期休暇 作業不能日: 降水(降雨、降雪)等)
完成 _____年____月____日
引渡日 _____年____月____日

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款 記載案

第1条 総則

- (1) 発注者(以下は「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)とは、おのおの対等な立場において日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書、この工事請負契約約款および添付の設計図、仕様書にもとづいて、誠実にこの契約を履行する。(中略)
- (例) 契約工期については、建設産業の健全な発展のために、「建設産業における労働時間短縮推進要綱」*の趣旨に基づき協議すること。緊急を要するようなやむを得ない場合を除き、「4週8休を含む不稼働日を考慮した工期設定」とする。

*要綱では「週40時間労働制に対応した工期と積算の実施」が取り組まれています。

(趣旨)

- ①: 建設産業(建築工事)の現状は、休日取得が出来ず、月に80時間を超える所定外労働時間が常態化しており、外勤建築職の3割が100時間を超えています。そのために健康不安、若手技術者の離職、入職を希望する学生の激減、技術の伝承ができないといった問題が生じています。受注前に工期が決まってしまう、企業や作業所の取り組みだけでは問題の解決には至りません。

公共建築工事においては、住宅・社会資本整備の円滑な推進及び建設産業の健全な発展という観点から建設産業における労働の時間短縮にむけた支援措置を指導しています。民間建築工事においても、公共建築工事と同様に、明確な工期設定の考え方が示されれば、問題の解消となり、建設産業の健全な発展につながります。